

岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）
新旧対照表（案）

目 次

第1章 総則	
第5節 災害の想定	1
第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画	2
第5節 避難対策計画	3
第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	4
第2節 特定事象発生情報等の伝達計画	7
第4節 住民等への情報提供・広聴広報計画	8
第6節 避難影響回避計画	10
第5章 事業所外運搬事故対策計画	
第2節 事故発生時対策計画	12

(下線の部分は修正部分)

原子力災害対策編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案
4-1-4	<p style="text-align: center;">第5節 災害の想定</p> <p>第1 災害の想定</p> <p>1 原子力事業所内</p> <ul style="list-style-type: none">○ [略]○ こうした状況を踏まえ、原子力事業所における原子力災害の想定は、隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。 <p>(1) 原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき</p> <p>(2) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）が発生したとき</p>	<p style="text-align: center;">第5節 災害の想定</p> <p>第1 災害の想定</p> <p>1 原子力事業所内</p> <ul style="list-style-type: none">○ [略]○ こうした状況を踏まえ、原子力事業所における原子力災害の想定は、隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。 <p><u>(1) 原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）が発生したとき。</u></p> <p>(2) 原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき。</p> <p>(3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）が発生したとき。</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none">○ 原子力災害対策指針の全部改正に伴い、新たに災害として警戒事象を想定するもの。○ その他所要の整備をするもの	

頁	現 計 画	修 正 案
4-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の <u>災害時要援護者</u> に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制の整備を図る。 ○ [略] <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関は、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。 <p style="padding-left: 2em;">ア～オ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 <p style="padding-left: 2em;">ア～オ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 平常時における心得</p> <p style="padding-left: 4em;">①～⑤ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">キ・ク [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の <u>要配慮者</u> に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制の整備を図る。 ○ [略] <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関は、<u>防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら</u>、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。 <p style="padding-left: 2em;">ア～オ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 <p style="padding-left: 2em;">ア～オ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 平常時における心得</p> <p style="padding-left: 4em;">①～⑤ [略]</p> <p style="padding-left: 4em;">⑥ <u>家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">キ・ク [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの ○ 防災知識の普及に係る防災士等との連携について規定するもの ○ 防災知識の普及活動に係る重点事項として、家庭動物との同行避難等の方法を追加するもの ○ 所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案								
4-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、原子力災害の発生による影響が、県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合は、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="279 929 821 1115"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業者から <u>特定事象</u> の発生に関する通報があったとき。</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ <u>応急措置の実施</u></p> <p>カ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	設置基準	設置の対象	原子力事業者から <u>特定事象</u> の発生に関する通報があったとき。	[略]	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、原子力災害の発生による影響が、県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合は、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）若しくは岩手県災害特別警戒本部（以下「災害特別警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="888 929 1431 1115"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業者から <u>警戒事象</u> の発生に関する通報があったとき。</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	設置基準	設置の対象	原子力事業者から <u>警戒事象</u> の発生に関する通報があったとき。	[略]
設置基準	設置の対象									
原子力事業者から <u>特定事象</u> の発生に関する通報があったとき。	[略]									
設置基準	設置の対象									
原子力事業者から <u>警戒事象</u> の発生に関する通報があったとき。	[略]									
4-3-2	<p>(5) 廃止基準等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>(5) 廃止基準等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>本部長は、応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断した場合は、災害警戒本部を災害特別警戒本部に移行する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>2 災害特別警戒本部</p> <p>○ <u>災害特別警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集及び応急対策を行う。</u></p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="900 2011 1417 2101"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業者から特</td> <td>本部長がその設置を</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	原子力事業者から特	本部長がその設置を				
設置基準	設置の対象									
原子力事業者から特	本部長がその設置を									

定事象の発生に関する通報があったとき。	必要と認めた地方支部
原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	

(2) 組織

【本編・第3章・第1節・第2・2(2) 参照】

(3) 分掌事務

○ 災害特別警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

ア 特定事象の発生に関する情報の受領・収集及び関係機関への伝達

イ 気象予報・警報の受領、気象情報の収集及び関係機関への伝達

ウ 各地域の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握

エ 市町村等の対応状況の把握

オ 応急措置の実施

カ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害特別警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

【本節・第2・1・(4) 参照】

(5) 廃止基準等

○ 災害特別警戒本部は、本部長が、原子力災害の発生による影響が県の地域に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。

○ 本部長は、原子力災害の発生による影響が本県に及ぶと見込まれる場合は、災害特別警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

○ 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、緊急事態応急対策を迅速、的確に実施する。

○ [略]

(1) [略]

3 災害対策本部

○ 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、緊急事態応急対策を迅速、的確に実施する。

○ [略]

(1) [略]

4-3-3	<p>(2) 組織 【本編・第3章・第1節・第2・2(2) 参照】</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 総合調整所の設置 【本編・第3章・第1節・第2・2(4) 参照】</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(2) 組織 【本編・第3章・第1節・第2・3(2) 参照】</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 総合調整所の設置 【本編・第3章・第1節・第2・3(4) 参照】</p> <p>(5) [略]</p>
修正理由	<p>○ 岩手県災害特別警戒本部の設置等について、新たに規定するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
4-3-6	<p>第2節 特定事象発生情報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県又は本県の区域が含まれるものに限る。以下、本節及び第4節中「特定事象発生情報等」という。）並びに原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害対策本部長（原災法第17条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の指示（以下、本節及び第4節中「内閣総理大臣等による指示」という。）に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。</p> <p>○ [略]</p>	<p>第2節 特定事象発生情報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 原子力事業所における <u>警戒事象</u>、特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県又は本県の区域が含まれるものに限る。以下本節及び第4節中「特定事象発生情報等」という。）並びに原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害対策本部長（原災法第17条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の指示（以下、本節及び第4節中「内閣総理大臣等による指示」という。）に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																
4-3-12	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 広報広聴</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 広報活動に当たっては、あらかじめ、住民等の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に <u>災害時要援護者への配慮</u>をする。</p> <p>○ 広聴活動に当たっては、相談窓口等の明確化を図り、住民等の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に <u>災害時要援護者への配慮</u>をする。</p> <p>第2 住民等への情報提供</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村による情報提供</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 住民等への情報提供は、次の方法によるほか、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用する。その際、特に <u>災害時要援護者</u>への配慮をする。</p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 広報広聴</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 広報活動に当たっては、あらかじめ、住民等の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に <u>要配慮者が必要とする情報について配慮</u>をする。</p> <p>○ 広聴活動に当たっては、相談窓口等の明確化を図り、住民等の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に <u>要配慮者の相談、要望等について配慮</u>をする。</p> <p>第2 住民等への情報提供</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村による情報提供</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 住民等への情報提供は、次の方法によるほか、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用する。その際、特に <u>要配慮者</u>への配慮をする。</p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p>																
4-3-13	<p>第3 広報広聴</p> <p>1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="272 1653 823 2098"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI (株)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	[略]	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI (株)		<p>第3 広報広聴</p> <p>1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="880 1653 1431 2098"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム</u> (株) (株)NTTドコモ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>KDDI (株)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム</u> (株) (株)NTTドコモ	[略]	KDDI (株)	
実施機関	広報広聴活動の内容																	
[略]	[略]																	
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	[略]																	
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI (株)																		
実施機関	広報広聴活動の内容																	
[略]	[略]																	
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム</u> (株) (株)NTTドコモ	[略]																	
KDDI (株)																		

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>			[略]		<table border="1"> <tr> <td>ソフトバンクモバイル (株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	ソフトバンクモバイル (株)		[略]	
[略]										
ソフトバンクモバイル (株)										
[略]										
	2 [略]	2 [略]								
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの ○ 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの 									

頁	現 計 画	修 正 案						
4-3-21	<p style="text-align: center;">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する <u>災害時要援護者等</u> については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する <u>避難行動要支援者</u> については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。</p> <p>○ [略]</p>						
4-3-22	<p>第3 実施要領</p>	<p>第3 実施要領</p>						
4-3-23	<p>1 [略]</p> <p>2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知に当たっては、必要に応じ、<u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u> の住居を個別に巡回するなど、<u>災害時要援護者</u> に配慮した方法を併せて実施する。</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p> <p>[略]</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知に当たっては、必要に応じ、<u>避難行動要支援者</u> の住居を個別に巡回するなど、<u>避難行動要支援者</u> に配慮した方法を併せて実施する。</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p> <p>[略]</p>						
4-3-24	<p style="text-align: center;">[法令に基づく報告又は通知義務]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">報告又は</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">報告又は</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">根拠法令</td> </tr> </table>	報告又は	報告又は	根拠法令	<p style="text-align: center;">[法令に基づく報告又は通知義務]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">報告又は</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">報告又は</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">根拠法令</td> </tr> </table>	報告又は	報告又は	根拠法令
報告又は	報告又は	根拠法令						
報告又は	報告又は	根拠法令						

	通知義務者	通知先	
	市町村長	知事及び原 子力災害対 策本部長	災害対策基本法 <u>第 60 条第 3 項</u> (原災法第 28 条第 2 項による 読替適用)
	知事	公示及び原 子力災害対 策本部長へ の報告	災害対策基本法 <u>第 60 条第 6 項</u> (原災法第 28 条第 2 項による 読替適用)
	[略]		
4-3-25	(4)～(8) [略]		
	3～8 [略]		
4-3-26	第 4 影響回避等のための措置		
	1 [略]		
	2 住民等の措置		
	○ 住民等は、身体等を防護するため、県等の 情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の 影響を回避し、防護するために必要な措置を 講ずる。この場合において、自主防災組織等 は、自ら必要な措置を講ずることが困難な <u>災</u> <u>害時要援護者</u> 等に対し、必要な支援を行う よ う努める。		
	○ [略]		
修正理由	○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの		

通知義務者	通知先	
市町村長	知事及び原 子力災害対 策本部長	災害対策基本法 <u>第 60 条第 4 項</u> (原災法第 28 条第 2 項による 読替適用)
知事	公示及び原 子力災害対 策本部長へ の報告	災害対策基本法 <u>第 60 条第 5 項</u> (原災法第 28 条第 2 項による 読替適用)
[略]		

(4)～(8) [略]

3～8 [略]

第 4 影響回避等のための措置

1 [略]

2 住民等の措置

○ 住民等は、身体等を防護するため、県等の
情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の
影響を回避し、防護するために必要な措置を
講ずる。この場合において、自主防災組織等
は、自ら必要な措置を講ずることが困難な
要配慮者 等に対し、必要な支援を行うよう
努める。

○ [略]

頁	現 計 画	修 正 案
4-5-2	<p style="text-align: center;">第2節 事故発生時対策計画</p> <p>第2 活動体制</p> <p>○ 県は、事業所外運搬事故が発生し、又は事業所外運搬事故による特定事象若しくは原子力緊急事態が発生したときは、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、<u>災害警戒本部</u>又は災害対策本部を設置する。</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) <u>災害警戒本部</u></p> <p>○ <u>災害警戒本部</u>は、「岩手県災害警戒本部設置要領」(資料編5-8)に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 組織、分掌事務、関係各課の防災活動 【<u>原子力災害対策編・第3章・第1節・第2・1(2)～(4) 参照</u>】</p> <p>ウ 廃止基準等</p> <p>○ <u>災害警戒本部</u>は、本部長が、事業所外運搬事故の発生による影響が県の地域に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。</p> <p>○ 本部長は、事業所外運搬事故の発生による影響が県の地域に及ぶと見込まれる場合は、<u>災害警戒本部</u>を廃止し、災害対策本部を設置する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 事故発生時対策計画</p> <p>第2 活動体制</p> <p>○ 県は、事業所外運搬事故が発生し、又は事業所外運搬事故による特定事象若しくは原子力緊急事態が発生したときは、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、<u>災害特別警戒本部</u>又は災害対策本部を設置する。</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) <u>災害特別警戒本部</u></p> <p>○ <u>災害特別警戒本部</u>は、「岩手県災害警戒本部設置要領」(資料編5-8)に基づき設置し、主に災害情報の収集 <u>及び応急対策</u>を行う。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 組織、分掌事務、関係各課の防災活動 【<u>原子力災害対策編・第3章・第1節・第2・2(2)～(4) 参照</u>】</p> <p>ウ 廃止基準等</p> <p>○ <u>災害特別警戒本部</u>は、本部長が、事業所外運搬事故の発生による影響が県の地域に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。</p> <p>○ 本部長は、事業所外運搬事故の発生による影響が県の地域に及ぶと見込まれる場合は、<u>災害特別警戒本部</u>を廃止し、災害対策本部を設置する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
修正理由	<p>○ 災害特別警戒本部の設置に伴い、所要の修正をするもの</p>	